

居宅介護サービス重要事項説明書別紙1

(令和6年6月1日改定)

1 職員の配置状況

(1) 事業所長 (管理者) 氏名 高橋 了

(2) 職員配置

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	備考
1. 事業所長 (管理者)	1名	0名	1名	1名	
2. サービス提供責任者	7名	0名	7名	利用者数が40又はその端数を増すごとに1名以上	
3. ホームヘルパー	25名	18名	34.0名	2.5名	※兼務者含む
(1)介護福祉士	23名	7名	26.5名		
(2)訪問介護養成研修1級 (ヘルパー1級) 課程修了者	0名	0名	0名		
(3)訪問介護養成研修2級 (ヘルパー2級) 課程修了者	2名	11名	7.5名		

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数 (例：週40時間) で除した数です。

2 利用料金表 (特定事業所加算Ⅱ)

サービス内容		単位数	1回あたりの利用料	1回あたりのご利用者負担金	備考
身体介護	30分未満	281単位	2,810円	281円	
	30分以上 60分未満	444単位	4,440円	444円	
	60分以上 90分未満	646単位	6,460円	646円	
	90分以上 120分未満	736単位	7,360円	736円	
	120分以上 150分未満	829単位	8,290円	829円	
	150分以上 180分未満	921単位	9,210円	921円	
	180分以上	30分増す毎に921単位に83単位の倍数を乗じ、10%を加算した単位	30分増す毎に9,210円に830円の倍数を乗じ、10%を加算した金額	30分増す毎に921円に83円の倍数を乗じ、10%を加算した金額	

※円未満は四捨五入。

通院等介助 (身体介護を伴う場合) 上記利用料金表と同じ

サービス内容		単位数	1回あたりの 利用料	1回あたり のご利用者負担金	備考
家事援助	30分未満	117単位	1,170円	117円	
	30分以上 45分未満	168単位	1,680円	168円	
	45分以上 60分未満	217単位	2,170円	217円	
	60分以上 75分未満	263単位	2,630円	263円	
	75分以上 90分未満	303単位	3,030円	303円	
	90分以上 105分未満	342単位	3,420円	342円	
	105分以上	15分増す毎に 311単位に 35単位の倍数 を乗じ、10% を加算した単位	15分増す毎に 3,110円に 350円の倍数 を乗じ、10% を加算した金額	15分増す毎に 311円に 35円の倍数 を乗じ、10% を加算した金額	
通院等介助 ※身体介護を 伴わない場合	30分未満	117単位	1,170円	117円	
	30分以上 60分未満	217単位	2,170円	217円	
	60分以上 90分未満	303単位	3,030円	303円	
	90分以上 120分未満	380単位	3,800円	380円	
	120分以上	30分増す毎に 354単位に 69単位の倍数 を乗じ、10% を加算した単位	30分増す毎に 3,540円に 690円の倍数 を乗じ、10% を加算した金額	30分増す毎に 354円に 69円の倍数 を乗じ、10% を加算した金額	

※円未満は四捨五入。

2人の介護員等を派遣した場合は、2倍となります。

介護職員処遇改善加算V(14)	1ヶ月の利用総単位数 合計の13.9%
-----------------	---------------------

通常加算		単位数の加算割合	備考
早朝	6:00～8:00	25%加算	
夜間	18:00～22:00	25%加算	
深夜	22:00～6:00	50%加算	

その他加算	加算額	備考
初回訪問加算	200円/月	
緊急時対応加算	100円/回	月2回を限度
利用者負担上限額管理加算	150円/回	月1回を限度

3 <利用者負担の減免について>

[利用者負担に関する月額上限]

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	住民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	住民税非課税世帯	0円
一般	住民課税世帯で住民税所得割の額が16万円未満の方 (障害者の一般世帯の方)	9,300円
	住民課税世帯で住民税所得割の額が28万円未満の方 (障害児の世帯の方)	4,600円
一般	住民税課税世帯	37,200円

4 苦情の受付について

職氏名	副所長兼東部地区総括主任ホームヘルパー 今野明美
電話番号	0225-23-4151
受付時間	毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (但し、12月29日～1月3日を除く)

※担当者に変更が生じた場合については、新たに提示させていただきます。